

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	一
○生活保護法による施術者の指定	(同)	一
○知事指定薬物の指定の失効	(同)	二
○保安林の指定の解除(二件)	(薬務課)	二
○海岸保全区域の変更	(森林整備課)	二
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(水産業基盤整備課)	三
○土地区画整理事業の換地処分届出	(同)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(下水道課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	五
○選挙管理委員会		
○宮城県漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数について		五
○定期監査結果に対する措置の公表(二件)		五

告 示

○宮城県告示第一号

ページ

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
気仙沼薬局いちご・とま と店	気仙沼市赤岩平貝八十四一	平成二十九年十一月一日
浅生原クリニック	亶理郡山元町浅生原字日向二十一二	平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
気仙沼薬局いちご・とま と店	気仙沼市田谷二十一五	平成二十九年十月三十一日

○宮城県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	調剤薬局ツルハドラ ツグ石巻のぞみ野店	石巻市蛇田新立野三百七十一 石巻市のぞみ野二丁目一番地六	平成二十九年十一月三日

○宮城県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
橋本 八郎	レイス治療院おさき	大崎市古川駅南一七七八 フォーマル九十二百三十三号	平成二十九年十月二十三日
今野 大聖	笑顔の手当て	塩竈市錦町六一五	平成二十九年十一月一日
佐藤 純子	からだ元氣治療院宮城野区・多賀城市店	仙台市宮城野区榴岡四丁目五二二	平成二十九年十二月一日
高野 能成	サンサン接骨院	仙台市若林区沖野五丁目三番十一号	平成二十九年十二月七日

○宮城県告示第五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 アダマンタンーイーイルーイーベンチルーイーインダゾルーイーカルボキシラート及びその塩類（通称名…ACBL（N）1018）
- 2 化学名 ーイー（四ーイーチルフエニル）ーイー（二ーイーメトキシベンジル）プロパニーイーアミン

及びその塩類（通称名…4-EEA-INBOMe）

- 3 化学名 二ーイー（四ーイープロモニーイー五ーイージメトキシフェネチルアミノ）メチル）フェノール及びその塩類（通称名…25B-INBOH又は2CIB-INBOH又はNB0H12CIB）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成三十年一月六日

○宮城県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字藤浜一七の七、一七の八、二〇の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字袖ノ浜六八の三・六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 事業地

1 収用の部分

平成九年宮城県告示第四百四十五号、平成十一年宮城県告示第三百九十号、平成十四年宮城県告示第五百八十九号、平成二十六年宮城県告示第三百五号及び平成二十七年宮城県告示第三百八十四号の事業地うち石巻市渡波字鳥の巣及び字中三勺地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市矢本字穴尻六十八番四、同字鹿石前九十七番二

埼玉県さいたま市北區大成町四丁目四百四十五番地一 未来の森五番館百三

門協 研司

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井字星場三百二十三番二

石巻市蛇田字新浜江場二百二番地一

板橋 弘

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 高純度ケルマニウム半導体検出器 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十二月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 セイコー・イーजीアンドジー株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

五 落札金額 三千三百四十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年十月二十四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

平成二十九年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成三十年一月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三分の一の数 八〇九

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成27年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美

宮城県監査委員 す じ ゅ う

宮城県監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 監査結果の報告

平成27年度の包括外部監査の結果（試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）については、平成28年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日
平成29年12月8日

第3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成27年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	B. 全試験研究機関の共通事項 1. 収支実態の適切な把握と公表 【意見】	収支の実態を把握することは、試験研究機関の運営のために県、ひいては県民が負担している金額を知るといふ意味において極めて重要である。県および各試験研究機関は収支実態を把握の上、情報を開示することが望まれる。 (P16)	各試験研究機関は、当該意見の収支実態とは必ずしも同じ意味ではないが、収支状況を業務年報やホームページ等で公表している。
2	1. 林業技術総合センター 1. 年度計画の公表と収支予算の記載 【意見】	当研究機関の活動計画を積極的に発信し、県民の理解を推進するためには、年度計画をホームページに掲載することが望まれる。また、収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報であるため、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。 (P110)	平成29年度計画はセンターの情報誌である「メツサみやぎ第45号」で公表した。また、センターの収支予算は年度計画とともにホームページで公表している。
3	1. 林業技術総合センター 2. 知的財産の利用促進策 【意見】	知的財産の第三者利用を促進し、県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。 (P110)	センターの知的財産については、新産業振興課のホームページで公開されているので、このページにリンクを張った。
4	I. 林業技術総合センター	現状では、長期にわたり返却されずに貸し出されたままの図書を	図書の貸出期限を設定するとともに、返却の督促も適切に行う。

5. 図書の管理に関する規程の整備
【指摘】

他の職員が適時に利用できないという弊害が生じている可能性がある。貸出しの期限を設けるとともに、貸出しの期限が到来しても返却されない図書がある場合には返却の督促を行う必要がある。
(P111)

図書については蔵書リストを作成しているため、これを活用して棚卸し等の管理を行う。

5	1. 林業技術総合センター 6. 図書の実地たな卸の実施 【指摘】	図書は宮城県の貴重な財産であることから、実地たな卸に関する定めを設け、定期的に実地たな卸を行う必要がある。 (P111)	
---	---	---	--

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成28年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
宮城県監査委員 す ぞ う 哲 智
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加里

第1 監査結果の報告

平成28年度の包括外部監査の結果（地方独立行政法人宮城県立こども病院の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）については、平成29年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月18日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

平成29年12月8日

第3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成28年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	A. 経営管理	当法人における事業計画は、定	平成29年度事業計画の策定に当

<p>1. 定量目標に基づき事業計画の実行管理 【意見】</p>	<p>性的な目標が殆どであり、定量的な目標は殆ど示されていない。僅かに存在するものは、経常収支比率を100%以上にする事、病床稼働率を83%以上にする事、の2つに限られるが、中期計画期間において達成できていない。 また公立病院においては、総務省が平成19年12月に策定した公立病院改革ガイドラインおよび平成27年3月に策定した新公立病院改革ガイドラインいずれにおいても、経営指標および医療機能に係る定量指標を設定することが求められている。 定量指標は当法人各部門の計画に密接な事項について設定するべきものであるため、理事長・院長をはじめとする主要幹部職員がリーダーシップを発揮し、各診療科および各部署とのダイナミックな連携を通じて定量指標を策定することが望まれる。また、各診療科に落とし込まれた目標の達成状況を定期的に確認し、実効性のあるPDCAを実施することが望まれる。(P40)</p>	<p>たつては、経常収支比率(100%以上)や病床稼働率(80%以上)以外に、1日当たり入院患者数(194人以上)、外来来患者数(379人以上)、退院後2週間以内の退院サマリー作成率(90%以上)、紹介率(80%以上)及び逆紹介率(50%以上)等の定量的な数値目標を設定することとして組織決定し、平成29年3月22日に開催された理事会において承認されている。本事業計画の内容については、病院長が座長を務める院内診療科長会議及び院内部門長会議において周知しており、今後はこれらの数値目標達成に向けて進捗状況を管理していく。</p>
<p>2 A. 経営管理 2. 経営管理上有効な収支計画の作成 【意見】</p>	<p>事業計画においては営業黒字の計画を立てるものの、実績では営業赤字になっている。 収支計画を経営管理上有効なものとするためには、以下の事項が必要と考える。 ・経常収支比率100%を所与とした、無理な調整は行わない。 ・費用の大幅な削減は現実的でない、予想される費用を補う収益増加の施策を考えることが第一と考えられる。そのためには、</p>	<p>平成29年度予算の策定においては、過去の実績を基に予想される費用を算出し、それを補う収益確保を目標と定めた。 なお、前項に記載したとおり、平成29年度事業計画の策定に当たっては定量的な数値目標を新たに設定していることから、今後、これらの数値目標達成に向けて進捗状況を管理し、営業黒字の達成に努める。</p>
<p>3 A. 経営管理 3. 経営改善に資する財務分析の実施 【意見】</p>	<p>ベンチマークとの比較により医師1人当たり診療収益、手術数、患者数増加の数値目標を定め、それを達成するための行動計画立案など、法人全体での取り組みが期待される。 ・病院一体となった目標立案のためには、理事長・院長をはじめとする主要幹部職員のリーダーシップが期待される。 ・費用においては、給与費比率がもつとも高く、ベンチマーク分析等も通じ、適切な採用者数の計画が重要である。(P48)</p>	<p>中期計画において示された事項を十分に達成できている状況とは言えず、財務分析を担う経営企画課には、経営改善への推進に向けて、より積極的な役割が期待される。 まず毎月または年度業績状況の診療科長や職員への業務状況の説明において、決算状況の説明に留まらず、ベンチマークを活用した問題点の指摘や経営企画課として考える進むべき方向性の説明まで踏み込むことが期待される。また、当法人においては経営管理上有効な収支計画の作成を進める必要があるが、そのためには、どの指標に問題があるか分析し、また他の病院を参考に目標とすべき指標を提案することが期待される。さらに診療科別原価計算においても、職員がより経営に対する参画意識を持てるように、計算方法を整備の上、積極的な情報共有を図ることが望まれる。また、診療科別の収益金額についても正確な算</p>
		<p>平成29年度から院長・副院長等による情報交換会を定期的に実施し、新規患者取得のための施策など、病院運営各般の課題等について検討・整理している。また、診療科長会議においては、診療科の現状認識、強みと活用法、アイディア等を収集し、病院として取り組むべき対応策を具体化していく。 そのほか、主要幹部職員に経営研修を受講させるとともに、全国の類似小児病院との経営分析比較を院内で共有するなど、経営改善に対する病院職員全体の意識改革に注力する。 なお、診療科別の原価計算や診療科別の収益金額の算出については、発生した費用・収益のうち、診療科や部署を特定できないものの取り扱いをどうするかなどの課題も多いことから、院内での協議を継続していく。</p>

<p>4 A. 経営管理 4. 収益性向上のための人件費比率の管理 【意見】</p>	<p>出が実施されるよう改善が望まれる。 (P51)</p>	<p>全国の小児専門他病院の指標を参考・目標とし、各診療科においても患者増加、手術の増加等の収益単価の向上に努むことが期待される。 また、他の小児病院と比較し、産科病棟や拓桃館においては看護職員数が平均より高く、人件費比率を高めている状況にあった。看護職員の配置にあたっては、公平性や収益性向上のためにも、これらの施設基準や他病院の配置状況等の定量情報も考慮に入れつつ、決定を行うことを検討すべきと考える。 なお、看護職員基準数を増加させている理由の1つとして、産休明け等の理由から夜勤が可能な看護職員が減少しており、夜勤対応が苦しい状況にあることである。計画中の院内保育所の活用も、看護夜勤手当の充実化等の給与制度の弾力的変更も検討が望まれる。 (P52)</p>	<p>各診療科の収益向上については、当院の強みなどのアドバンテージを平成29年度中に策定し、県内外に発信することにより患者数の増加に努めるとともに、当院との協力関係を構築する連携医の増大を図るため、職員による各地域の病院等の訪問を継続、強化する。 看護職員の配置にあたっては、産休・育休職員の増加や夜勤従事職員数にも配慮しながら、また、平成30年度に開園を目指す院内保育所の活用も視野に、更には他病院の配置状況等も考慮しつつ検討を行う。 なお、看護夜勤手当の充実については、他の県立病院の動向も踏まえ検討していく。</p>
<p>5 A. 経営管理 5. 診療報酬における入院基本料等加算の届出による増収策の検討 【意見】</p>	<p>少なくとも退院支援加算以外については、届出の上、請求することが望ましい状況であったと考えられる。また、退院支援加算についても、小児専門病院を含め多くの医療機関で算定している項目であり、診療支援部のみならず病棟の看護職員との連携により算定余地がないか、再度検討することが望まれる。 新たな施設基準届出について</p>	<p>各種施設基準の適時適切な届出については従来から院内全体で積極的に取り組んでおり、包括外部監査において届出可能な施設基準として例示された患者サポート体制充実加算については、こうした取り組みの成果として平成29年3月に届出した。また、褥瘡ハイリスク患者ケア加算についても院内委員会における検討の成果として同様に届出した。</p>	<p>なお、届出可能であると例示されたそのほかの施設基準については、職員体制以外の基準を満たしていない現状にあることから、今後、算定の可能性について検討を進めていく。</p>
<p>6 A. 経営管理 6. 外部理事の理事会への出席率の向上 【意見】</p>	<p>理事会に関して、外部理事の一部は必ずしも十分な検討や審議に参加していないと考えられる状況にある。 理事会では、法人の経営に関する重要事項が決議されていることから、十分に深度ある審議が実施できるよう外部理事の出席率の向上を図ることが望まれる。 (P71)</p>	<p>理事会開催日時の設定に当たっては、これまで以上に外部理事とのスケジュール調整に努めるとともに、提案議題の重要性について事前に十分な説明を行うなど、出席率の向上を図る。</p>	
<p>7 A. 経営管理 7. 拓桃園および拓桃支援学校に関するホームページ掲載情報の充実 【意見】</p>	<p>拓桃医療療育センターを統合し拓桃園として一体運営しているものの、ホームページは統合前の状態で多少の情報追加した程度と言わざるを得ない。利用者への情報発信の充実を図るために、拓桃園の業務内容を今よりも詳細に掲載することが望ましい。 また、入所児童やその保護者にとつては、拓桃支援学校は拓桃園と一体ともいえる密接な関係にあるが、当法人のホームページには拓桃支援学校のことは全く記載されていない。 拓桃支援学校は独自にホームページを開設し、学校の紹介を掲載していることから、当法人は自らのホームページで拓桃支援学校が併設されていることを掲載した</p>	<p>宮城県立拓桃園は独立した施設ではなく、宮城県立ことも病院の一部であることから、診療科・部門紹介、入院のご案内（各部署の紹介）、外来のご案内、フロアマップなどは、共通の情報として掲載しているが、共通の情報としてホームページ上での拓桃園の業務内容に関する情報提供の充実と適時適切な更新に努める。また、拓桃支援学校併設については、平成28年9月9日にリンクを掲載し、かつ、平成29年7月25日には施設概要のページにも関連施設として掲載した。</p>	

<p>8 A. 経営管理 8. 情報の開示 ・必要な情報の公表 【指摘】</p>	<p>上で、拓桃支援学校のホームページへのリンクを掲載することが望ましい。 (P72)</p>	<p>当法人では、当院開設当初より、ホームページにおいて、役員報酬規程、給与規程、退職手当規程を掲載し、支給基準について公表してきた。 しかし、包括外部監査実施時に本件について指摘されたことを受けて調査した結果、平成28年3月15日に実施したホームページの全面改訂の際に誤って削除したことが判明したため、平成28年9月9日に直ちに公表し直した。 なお、定款及び理事会の議事録については、平成29年10月から掲載している。また、財務諸表の複数年比較分析は、平成29年度内に比較分析し、掲載する。</p>
<p>9 A. 経営管理 8. 情報の開示 ・積極的な情報の開示 【意見】</p>	<p>定款や理事会議事録などは法令上の開示に関する個別規定はないが、地方独立行政法人法第3条の規定の趣旨に鑑みれば自主的に開示することが望まれる。 さらに、財務諸表の開示に合わせて、複数年比較分析も合わせて開示した場合は、県民が当法人の状況をより把握しやすくなると思われる。他の地方独立行政法人の先進事例も参考にして積極的に情報を開示することが望まれる。 (P73)</p>	<p>当法人の定款をホームページに掲載するとともに、理事会の議事録についても平成29年度から作成完了後に速やかに公表する。また、財務諸表の複数年比較分析についても平成29年度からホームページに掲載する。</p>
<p>10 A. 経営管理 9. 利用者からの投書 ① ホームペー</p>	<p>利用者からの意見、要望の収集は院内に設置した投書箱に投書する形式のみとなっている。 ホームページでも意見、要望を</p>	<p>患者、家族等からの意見、要望等については、院内に設置されている投書箱で受け付けているほか、病院ホームページの「お問い合わせ」</p>
<p>【意見】</p>	<p>受け付けることが望ましい。 (P73)</p>	<p>せ」欄にも寄せられている現状にあることから、「お問い合わせ」入力フォームに加えて新たに「ご意見・ご要望」入力フォームを設け、平成29年9月から運用している。</p>
<p>11 A. 経営管理 9. 利用者からの投書 ② 投書の内容および病院の対応策の開示 【意見】</p>	<p>投書された内容およびそれに対する病院の対応策を院内に掲示することが望ましい。さらには、院内の掲示に止まらず、ホームページにも掲載して積極的に情報開示することが望ましい。 (P74)</p>	<p>投書内容に対する対応・回答の院内掲示については、平成28年度分から院内掲示板に掲示している。また、平成29年9月から、院内掲示と同様の内容をホームページに掲載している。</p>
<p>12 A. 経営管理 9. 利用者からの投書 ③ 意見、要望への病院の対応策の文書化 【意見】</p>	<p>回収した投書に添付して保管している文書には、投書内容の事実関係や関係部署に対して対応策の回答を求めるかどうかを記載する回答要否欄があるが、回答要否欄の記載は徹底されていないため、対応状況報告書が添付されていないものは、回答不要と判断したものであるのか、回答が未入手になっているものなのか判断できない状況となっている。 対応方針を明らかにするために、病院としての対応方針、すぐには改善できない事項、一部改善できる事項、改善済み、苦情をうけた職員本人に伝達する、などの順末を一覧表に記載することが望ましい。 (P74)</p>	<p>回収した投書については、平成29年度から原則として回答する方針に変更したところであり、それに対応した方式で整理することとしている。</p>
<p>13 A. 経営管理 9. 利用者からの投書 ④ 意見、要望への病院の対応策の病院運</p>	<p>投書内容は病院運営全体会議に報告されているが、それに対する病院の対応策は報告されていない。病院内で共有する情報としては、投書内容に留まらず、病院としての対応方針、すなわち、すぐ</p>	<p>投書の内容については、病院の各種会議において職員に周知するよう、これまでも報告を行っている。投書への回答についても職員に周知を図るよう、平成29年度から</p>

<p>営全体会議への報告 【意見】</p>	<p>には改善できない事項、一部改善できる事項、改善済み、苦情をうけた職員本人に伝達する、なども報告することが望ましい。(P74)</p>	<p>病院運営・管理会議や診療科長会議、部門長会議等において報告することとしている。</p>
<p>14 B. 財務諸表関連 1. 貸借対照表の勘定科目の誤り 【指摘】</p>	<p>貸借対照表上、前払費用として表示されている4,696千円には合計残高試算表上の前払費用2,307千円のほか、仮払金2,389千円が含まれていた。財務諸表利用者の判断を誤らせまいよう、勘定科目の性質に応じた適切な勘定科目を使用して表示を行う必要がある。(P75)</p>	<p>平成28年度決算書では、前払費用と仮払金の勘定科目を区別し表示した。</p>
<p>15 B. 財務諸表関連 2. キャッシュ・フロー計算書の表示金額の誤り 【指摘】</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書のⅢ財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、長期借入金返済による支出として△356,286千円、移行前地方債償還債務の償還による支出として△210,900千円と表示されているが、正しくは長期借入金の返済による支出が△210,900千円、移行前地方債償還債務の償還による支出が△356,286千円であった。 財務諸表利用者の判断を誤らせまいよう適切に表示を行うとともに、作成者以外の担当者および上席者も適切に確認を行うよう心掛ける必要がある。(P75)</p>	<p>平成28年度キャッシュ・フロー計算書では、適切に表示するよう確認を行った。 なお、同キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、財務会計ソフトバイザリー業務委託先の監査法人に確認を依頼するとともに、複数の職員で内容を点検・確認した。</p>
<p>16 B. 財務諸表関連 3. キャッシュ・フロー計算書による勘定科目の使用誤り 【指摘】</p>	<p>現状の財務諸表では、キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表の表示が整合しておらず、また、本来性格の異なる有価証券と投資有価証券をキャッシュ・フロー計算書上で混同して使用している状況であり、結果的に誤った開示が</p>	<p>平成28年度は「投資有価証券の取得による支出、売却・償還による収入」がなかったため、キャッシュ・フロー計算書に表示されていないが、誤った開示が行われないうち財務会計ソフトバイザリー業務委託先の監査法人に確認を依頼</p>
<p>17 B. 財務諸表関連 4. セグメント情報の表示区分 【指摘】</p>	<p>附属明細書の「開示すべきセグメント情報」と損益計算書の整合性を検証したところ、セグメント情報の営業収益の区分上、その他営業収益として区分掲記されているものが、損益計算書上では医療収益に含まれて表示されている。その結果、医療収益の金額は損益計算書上が5,413,852千円、セグメント情報上が5,358,432千円と不整合となっている。附属明細書は本表の明細としての位置づけにあることから両者は整合させる必要がある。(P76)</p>	<p>平成28年度財務諸表の附属明細書「開示すべきセグメント情報」では、損益計算書と整合性が取れるよう表示した。</p>
<p>18 B. 財務諸表関連 5. 勘定内訳明細の作成 【指摘】</p>	<p>当法人は決算作業に当たり、仮払金や仮受金等の勘定の勘定内訳明細を必ずしも作成・管理していなかった。 決算作業については、勘定内訳明細を作成し、その内訳明細の内容を精査したうえで行うべきである。(P77)</p>	<p>平成28年度の決算作業においては、勘定内訳明細を作成し、適切に管理を行った。</p>
<p>19 C. 運営費負担金</p>	<p>職員一人当たり研究研修費</p>	<p>ことも病院の決算額と全国集計</p>

<p>管理 1. 運営費負担金の算定方法 (4) 基準外運営費負担金Aの拠出項目別の状況 (6) 医師および看護師等の研究研修に要する経費 【意見】</p>	<p>60,000円の設定根拠が不明確である。病院における研究研修費の定義を明確にし、そこに該当する費目を合理的に見積もることによって、運営費負担金を算定する必要がある。財務諸表上の研究研修費の内容を検証し、コスト積上方式により運営費負担金を算定することが望ましい。(P83)</p>	<p>(地方公営企業年鑑)のいずれにおいても、毎年度、研究研修費が増加しているが、当県は均一単価(60,000円)で毎年繰り出しているため、実態と乖離していることを確認した。 総務省が求める水準での交付が行えるよう、直近の年度の実績を用いる方式に繰出基準を変更する。</p>
<p>20 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金Bの拠出項目別の状況 ① 高度医療－応援医師報酬費 【意見】</p>	<p>旧ことも病院の算定方法は前年度上期実績を単純に2倍したものであり、簡便的に過ぎると考えられる。 当該運営費負担金算定にあたっては、より精度の高い合理的な方法を用いることが望ましい。(P84)</p>	<p>手術応援医については、直近の患者動向や、ことも病院の常勤医の各年度の配置状況等により、必要数・頻度が大きく変動するため、前年度の応援医の状況を踏まえ、翌年度の応援医を算定した場合、変動要因が大きくなる。 一方、当該年度の応援医については、上半期の実績とほぼ同じ頻度で応援医が来ている状況である。これらを踏まえ、直近の数値を基に算出した当該年度の数値を応援医の支出見込額としており、精度の高い方法と考えるが、包括外部監査の指摘を踏まえ、より実態にあった金額を交付するため、直近の過年度実績に基づき交付する方式に変更する。</p>
<p>21 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金Bの拠出項目別の状況 ② 高度医療－</p>	<p>当運営費負担金の必要性や基準内運営費負担金・基準外運営費負担金Aと重複していないこと等を毎期検討すべきことに留意が必要である。(P85)</p>	<p>拓桃医療療育センター移転後の状況も含め、繰出基準の各項目について検討を行い、当該項目については重複していないことを確認した。 今後も、拓桃移転後の決算状況を踏まえ、当運営費負担金の必要性等については継続して検討していく。</p>
<p>22 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金Bの拠出項目別の状況 ③ 高度医療－成育支援部門運営費 【意見】</p>	<p>当運営費負担金の必要性や基準内運営費負担金・基準外運営費負担金Aと重複していないこと等を毎期検討すべきことに留意が必要である。(P85)</p>	<p>拓桃医療療育センター移転後の状況も含め、繰出基準の各項目については一部繰出基準と重複していることを確認したことから、重複額を削除して、交付する方式に変更した。 今後も、拓桃移転後の決算状況を踏まえ、当運営費負担金の必要性等については継続して検討していく。</p>
<p>23 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金Bの拠出項目別の状況 ④ 児童福祉施設経費－人件費 【意見】</p>	<p>当運営費負担金の必要性や基準内運営費負担金・基準外運営費負担金Aと重複していないこと等を毎期検討すべきことに留意が必要である。(P85)</p>	<p>当該項目については、平成29年度当初予算時に、拓桃医療療育センター移転後の運営状況を踏まえ、繰出基準の検討を行った際に、政策的看護師配置費の新設と併せて廃止した。 拓桃園の看護師の人員費のうち、政策的配置分については、新設した政策的看護師配置費により、交付することとなるが、今後も、拓桃移転後の決算状況を踏まえ、必要性等については継続して検討していく。</p>
<p>24 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金Bの拠出項目別の状況 ⑤ 職員退職経費</p>	<p>拓桃医療療育センターの職員全員に係る平成27年度の退職給付費用が計上されており、本来、運営費負担金の趣旨からすると、高度医療－政策的医師配置費の対象医師数分のみに限定すべきと考えられるが、現状では拓桃医療療育センターの全職員を対象としており明らかに過大に計上されていると言わざるを得ない。</p>	<p>拓桃医療療育センター移転後の状況も含め、繰出基準の各項目について検討を行った結果、退職給付引当金は、当法人が収入をもって積み立てるべき経費であることから、当該項目は廃止することとした。</p>

<p>【意見】</p>	<p>運営費負担金を算定するとしても、高度医療、政策医療を実施するために要した人件費相当額を対象とする必要があると考える。(P86)</p>	<p>平成27年度は、拓桃医療療育センターが独立行政法人化した年度であり、移行に伴う減収見込みを精査することが困難な状況にあった。また、今回の移転整備事業は、</p>
<p>25 C. 運営費負担金管理 1. 運営費負担金の算定方法 (5) 基準外運営費負担金 Bの抛出現 目別の状況 ⑦ 児童福祉施設経費－経常損失補填 【指摘】</p>	<p>拓桃医療療育センターの運営経費については、地方独立行政法人法第85条第1項第2号に該当するものとして、経常損失を補填するかたちで運営費負担金が交付されており、最終的には実績額に忠じて精算がなされている。しかしながら、この場合、どれだけ経常損失が計上されても最終的にはその分補填されることにならぬため、当運営費負担金の流出に歯止めがかからなくリスクを有している。したがって、以下の対応を図る必要がある。 ・拓桃医療療育センターの経常収支見込みの精度を高める。 ・当該経常収支見込みにあたって経常損失が見込まれる場合には一定の制限を設ける。 ・実績額に応じた精算を廃止する。(P87)</p>	<p>ことも病院を稼働させながらの新築・改修工事で、極めて難しい工事であったことや、東日本大震災からの復興作業による作業員の不足等があったことから、工事の進捗が常に遅延の状況であり、平成27年度当初予算要求時点で、移転時期が未定であった。上記のように、変動要因が極めて大きかったことや、移転までの間は1法人2病院体制で移転統合による効果が十分に発揮されない状況にあり、暫定要素を含めて計上した平成27年度当初予算の運営費負担金により、法人が運営を行うのが極めて難しい状況であったことから、運営主体統合初年度の平成27年度についてのみ、特例として、収支差を県が負担することとしていた。 なお、平成28年度以降の運営費負担金については、法人のインセンティブが働くよう、当該項目を廃止して交付している。</p>
<p>26 D. 出納管理 1. 入所者の児童手当に関する振込み手続</p>	<p>現状の業務フローでは、担当者が児童手当を着服しても当然とせず、不適切な業務フローと言わざるを得ない。</p>	<p>入金担当者の着服を防止するため、既存の「個人別入出金台帳」を活用し、担当者及び確認者の2名で入出金の確認と通帳残高の確</p>
<p>【指摘】</p>	<p>入金担当者の着服を防止するため、入金担当者以外の課員が、入所者口座への入金金額と仙台市からの支払通知書の金額を照合する等の手続を実施すべきである。(P88)</p>	<p>認を行い厳格な管理を行っている。また、預かり金管理要領及び入出金の流れのマニュアルについては平成29年10月に作成し、院内関係部署と協議調整した上で、平成30年1月から実施する。</p>
<p>27 D. 出納管理 2. 保管している医師個人の預金通帳、印鑑の返却 【指摘】</p>	<p>医師が学会開催のために積み立てている個人名義の通帳が確認された。当該口座の預金残高は当病院の資産ではなく、病院が保管の責任を負うものではないため、病院の金庫に保管することは適切ではない。当病院への不当な管理責任追及を避けるため、通帳・印鑑ともに早急に医師個人に返却すべきである。(P88)</p>	<p>包括外部監査実施時に本件について指摘されたことを受け、直ちに通帳・印鑑ともに医師個人に返却した。また、今後医師個人名義の通帳及び印鑑等は預からないようにする。</p>
<p>28 D. 出納管理 3. 使用されなくなった預貯金口座 【指摘】</p>	<p>監査日現在使用していない預貯金口座が発見された。現在使用中の口座へ残高を全て移し、口座自体を解約すべきである。(P89)</p>	<p>平成29年3月に、使用していない預金口座については解約するとともに、当該口座の残高は使用中の口座へ移管した。</p>
<p>29 D. 出納管理 4. 現金回収業者へ預けている釣銭の決算処理 【指摘】</p>	<p>釣銭の準備のために金櫃を揃える必要があったため、委託業者へ予め5日分の釣銭相当額を預ける必要があり、当該5日分の釣銭相当額は仮払金勘定にて処理していた。しかし、実際は5日分の釣銭のうち1日分相当額については、毎日、委託業者から翌日分の釣銭として渡されて病院の手元現金となっており、本来であれば現金勘定に振替えるべきである。そのため、実際のカウント金額である金種表金額と合計残高試算</p>	<p>委託業者へ釣銭資金として渡している金額と、医事課内の金庫に実際に保管されている現金額を確認し、金種表金額と合計残高試算表の現金預金額が一致していることを確認した。</p>

<p>30</p> <p>D. 出納管理 5. 臨床研究に関する競争的資金の取扱い【指摘】</p>	<p>表の現金預金金額が一致しておらず、当該不一致にも気づかず決算処理を終えていた。一致を確認すべきである。(P89)</p>	<p>治験の受託収益以外の臨床研究に関する補助金、助成金等の競争的資金は、研究者の銀行通帳の保管や物品購入等の代行管理を行うのみであり、当法人として資金を受領していない。 研究受託料、治験の受託料は当法人として研究を受託する取引であるため、当法人の口座に入金し、当法人の収益として処理する必要がある。治験以外に研究受託として代金を受領したものはないことであつたが、規程や周知文書等は存在せず、整備が必要である。 科学研究費補助金の間接経費は所属する所属機関に譲渡することとされている。間接経費を研究者から当法人へ譲渡する形態へ変更する必要がある。また、この変更については、規程等を整備の上、周知徹底することが必要である。(P89)</p>	<p>治験収入及び臨床研究に係る公的資金の収入については、平成29年度から法人の収益として取扱うとともに、経営企画課で経理処理することとし、各主要会議等で周知した。また、関係規程については、院内の関係部署間で協議・調整した上で平成29年度内に作成する。 科学研究費補助金の間接経費についても、法人の収入として取扱うこととし、同様に対応する。</p>
<p>31</p> <p>E. 医薬未収金管理 1. 退院時における診療報酬の精算に関する規程の見直し【指摘】</p>	<p>実態と不整合となつている未収金取扱要領を実態と整合するように早急に見直すべきである。(P92)</p>	<p>未収金取扱要領第8条第2項にある「やむを得ない場合を除き、夜間、休日等に退院の取扱いはいはしないこととする。」との文言を削除し、実態との整合性を確保した。</p>	<p>会計規程に違反するものである。起案文書に随意契約方式を選定した理由を記載すべきである。 また、当該契約においては選定業者数が4者でならなければならない明確な理由はなく、その合理性は乏しい。製造元ごとに最大の値引率を提示した業者と契約を行うべきである。(P93)</p> <p>ついては、今回の契約より是正する。 医薬品取扱業者の選定方法については、平成28年度契約より見直しを行っており、各卸業者から対象の200品目に係る見積金額及び製造元（メーカー）ごとの加重平均値引率を提出させ、製造元（メーカー）ごとの加重平均値引率を比較し、最も高い値引率を提出した卸業者をそれぞれの製造元（メーカー）ごとの契約相手方として選定している。</p>
<p>32</p> <p>F. たな卸資産管理</p>	<p>随意契約である契約方式の選定理由が明確となつていない現状は</p>	<p>医薬品取扱業者の選定に係る起案文書への随意契約理由の記載に</p>	<p>平成29年3月に、外部委託先に對して、二人一組で実地棚卸を行う等、伝票処理の誤謬や横領等の不正を防ぐために改善策について通知した。また、監査結果を踏まえ、平成29年度から、職員が抜き打ちで実地棚卸の数量を確認し、適切に実施されていることを確認している。</p>
<p>33</p> <p>F. たな卸資産管理 2. 外部委託による実地棚卸の管理【指摘】</p>	<p>実地棚卸は現品管理担当者以外</p>	<p>の者と二人一組で行う等、現品管理担当者への牽制機能確保することが望ましい。たな卸資産の管理を外部に委託している場合であつても、たな卸資産はあくまで当法人の財産であり、外部委託先に対して実地棚卸方法の改善を求めらるべきである。 また、抜き打ちで実地棚卸数量のカウントは行っていない。外部委託先の実地棚卸が適切に実施されていることを確認するため、また、適切に実地棚卸をする必要があるということを外部委託先へ牽制するため、抜き打ちで実地棚卸数量をカウントすべきである。(P95)</p>	<p>たな卸し資産については、最低限度の購入に努めるとともに、当該資産の廃棄量削減についても、従来から各部署で定期的な使用期限チェックを実施し、使用期限が迫る物品についてはそのことを示す札を取付けて優先的に使用しているほか、当該物品の院内全体の</p>
<p>34</p> <p>F. たな卸資産管理 3. たな卸資産の廃棄データの活用【意見】</p>	<p>廃棄となつたたな卸資産の個別情報</p>	<p>が各部署に報告され、各部署は当該情報に基づきできるだけ廃棄とならないように事後の発注時期および発注数量を検討することが望ましい。(P96)</p>	<p>たな卸し資産については、最低限度の購入に努めるとともに、当該資産の廃棄量削減についても、従来から各部署で定期的な使用期限チェックを実施し、使用期限が迫る物品についてはそのことを示す札を取付けて優先的に使用しているほか、当該物品の院内全体の</p>

		<p>使用実績を確認した上で、使用が見込まれる部署への移管を積極的に行っている。また、こうした取り組みを行っても廃棄せざるを得なかった資産の情報は、院内の関係委員会に提出して関係部署間で共有しているが、意見を踏まえてなお廃棄量の削減に努めていく。</p>
<p>35 F. たな卸資産管理 4. 外部委託による感染性廃棄物処理の管理 【指摘】</p>	<p>産業廃棄物管理票（マニフェスト）の必要記載事項のひとつである委託に係る感染性廃棄物の数量について、実際の重量（kg）ではなく、感染性廃棄物を容れる箱の容積（ℓ）を記載していた。 当法人があらかじめ委託処分する感染性廃棄物の重量（kg）を計測のうえマニフェストを作成し、後日請求書に記載されている重量（kg）との間に差異がないことを確認できるようにしておくことが必要である。（P97）</p>	<p>当院で排出する感染性廃棄物の重量計測をするためには、委託処分事業者に同意を得るとともに、院内で当該廃棄物を回収する委託業者と重量計測業務の追加に関する協議が必要であることから、平成29年度は、次年度からの対応に向けて計測器の設置場所や計測器（精密機器）の調達方法等について、当該委託業者と協議すること。また、委託処分事業者の不正請求にかかるとのリスクを排除するため、委託処分事業者の事業所に職員を派遣し、感染性廃棄物の重量計測に立ち会わせる。</p>
<p>36 F. たな卸資産管理 5. 感染性廃棄物の処理計画策定漏れ 【指摘】</p>	<p>平成26年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上であったため、平成27年度に係る廃棄物の減量その他その処理に関する計画を策定し、仙台市長に対して提出する必要があったにもかかわらず、提出しなかった。 当法人として担当者だけに任せるとはならず、組織的に対応する体制の構築が必要である。（P97）</p>	<p>平成28年度及び同29年度に係る特別管理産業廃棄物処理計画書については、仙台市からの通知に基づいて策定し、仙台市へ提出済みである。 なお、廃棄物処理事務に関する年間計画等について担当課内で共有する体制を構築するとともに、廃棄物に係る事務処理マニフェストを平成29年度中に作成する。</p>
<p>37 G. 固定資産管理 1. 重要財産除却時の事前承認手続の徹底</p>	<p>県から承継した帳簿価額が50万円以上の財産を重要な財産として管理しているが、重要な財産の処分は理事長決裁のみで行っている</p>	<p>今後、重要な財産を処分する場合には、理事会の承認を得る。また、県から承継した帳簿価額50万円以上の財産を処分しようとする</p>
<p>【指摘】</p>	<p>た。重要な財産の処分は会計規程に従い理事会の承認を得たうえで行う必要がある。 また、重要な財産の処分は県の認可を受けていなかった。除却資産が経済的価値を有しないのであれば県の認可を受けずに処分したことは問題ではないが、経済的価値を有しないことについて県との協議は行われていない。不要財産に経済的価値がないことについて、県との協議が必要である。（P99）</p>	<p>場合には、経済的価値を有しないことについて、宮城県と協議を行う。 なお、本件に係る財産の処分については、宮城県に対し平成28年度に経過報告と処分の承認申請し、承認されている。また、同様に平成28年度に除却処分予定であった資産についても、宮城県と協議し、承認されている。</p>
<p>38 G. 固定資産管理 2. 固定資産除却時の事前承認手続の徹底 1 【指摘】</p>	<p>平成27年度に行われた固定資産の実地棚卸において、所在が確認できない資産が検出されている。各部署は、当法人の財産を勝手に廃棄せず、物品責任者に報告して事前に理事長決裁を受ける必要がある。（P99）</p>	<p>固定資産の除却に当たっては、平成29年度から事前承認手続きの事務処理を行うこととし、固定資産の処分を行う場合は、事前に各部署の物品管理責任者に処分申請書を提出させ、それを基に必要な事務処理を行い、理事長決裁を受ける流れとした。</p>
<p>39 G. 固定資産管理 3. 固定資産除却時の事前承認手続の徹底 2 【指摘】</p>	<p>固定資産台帳に記載がありながら現物が存在しなかった。 各部署は、当法人の財産を勝手に廃棄せず、物品責任者に報告し、理事長の決裁を受けるという手続を徹底すべきである。（P101）</p>	<p>固定資産の棚卸については、平成29年度から事前承認手続きを行うこととし、固定資産を処分する場合は事前に各部署から処分申請書を提出させ、それを基に必要な事務処理を行い、理事長決裁を受けられとした。また、この取扱を院内各部署に周知し、現在は適切に事務処理を行った上で処分している。</p>
<p>40 G. 固定資産管理 4. 固定資産の実地棚卸の完了 【指摘】</p>	<p>固定資産の管理状況を確認した結果、識別シールが貼付けられていないものが散見された。 速やかに識別シールの貼付け作業を完了し、固定資産の実地棚卸を完了する必要がある。（P102）</p>	<p>固定資産の棚卸については、現物と台帳の照合作業を行い、平成28年度中に完了している。また、平成28年度から、新規調達した固定資産には、物品検収及び管理台帳登録事務終了後に速やかに識別シールを貼付することとしてお</p>

41	<p>G. 固定資産管理 5. 固定資産の台帳登録単位【指摘】</p>	<p>各構成資産は個々に購入価格を把握可能であるうえ、耐用年数も買替時期も異なる以上、資産管理の観点から各資産は別々に資産登録すべきである。 (P102)</p>	<p>り、現状において固定資産の現物と管理台帳を照合できない資産はない。</p>
42	<p>G. 固定資産管理 6. 減価償却方法の実態と規程の不整合【指摘】</p>	<p>固定資産は取得月から償却が行われており、規程で定められた償却方法と整合していない。 規程に準拠して会計処理すべきであり、規程に定められた方法が実態を適切に表さないのであれば、規程の改正を検討すべきである。 また、残存価額の設定は規程に準拠して会計処理すべきであり、規程に定められた方法が実態を適切に表さないのであれば、規程の改正を検討すべきである。 (P103)</p>	<p>平成28年度において、法人税法における減価償却資産の計算方法に従い、取得した月から償却する旨、会計規程を改正した。また、法人税法における減価償却資産の計算方法に従い、備忘価額を設定し1円まで償却する旨、会計規程を改正した。</p>
43	<p>G. 固定資産管理 7. 入札予定価格設定時の相見積の実施【指摘】</p>	<p>複数の取扱業者から参考見積書を入力していれば入札予定価格を下げることができた可能性がある。予定価格の設定に際しては相見積の入手を徹底し、そのなかの最低価格を用いて予定入札価格を設定すべきである。 (P103)</p>	<p>平成28年度の入札においては、平成29年2月実施分から複数の取扱業者より参考見積書を入力し、その中の最低価格を参考に予定価格を設定している。</p>
44	<p>G. 固定資産管理 8. 総合評価価格方式と最低価格落札方式の選択方法【意見】</p>	<p>特定の機器を前提とするのであれば最低価格落札方式によることが望ましい。 なお、最低価格落札方式による場合でも、購入部署以外の者による検証が必要であり、仕様書の内容について協議する選定委員会の</p>	<p>今後の医療機器の購入において、当該医療機器の仕様書が特定のメーカー製に限定される場合には、一般競争入札の最低価格落札方式で行う。 なお、平成27年5月に「医療機器選定委員会」を設置し、取得価</p>
45	<p>G. 固定資産管理 9. 総合評価落札方式の規程の整備【指摘】</p>	<p>総合評価落札方式を選択した理由が内部文書に記載されていない。規程が定めた原則によらず例外を採用する場合には、理由を明文化して明確にし、内部決裁を得たうえで実施するべきであり、当該手続を確実に実施するためにも規程を作成すべきである。 また、仕様書の検証および評価点数の配分に際しては、技術評価に過度に偏重した配点とならないように、技術評価点と価格評価点の配点割合を規定化する必要がある。 (P105)</p>	<p>設置が望ましい。 (P104)</p>
46	<p>G. 固定資産管理 10. リース資産の計上漏れ【指摘】</p>	<p>実質的はリース取引と考えられ、会計上、設備・工事費部分についてリース判定が必要となるが、当法人では判定を実施せず処理をしている。 リースの判定においては、ノンキヤンセラブルとフルペイアウトの2要件を満たした場合、ファイナンス・リースに該当し、固定資産計上が必要となる。 正確には確認をする必要があるが、ファイナンス・リース取引として資産計上する方向で検討する必要がある。 (P105)</p>	<p>格が1千万円以上、3部署以上が共有する医療機器を購入しようとする場合には、仕様書の内容を協議して決定している。</p>
47	<p>G. 固定資産管理 11. 減損の兆候判定資料の作成</p>	<p>平成27年度以前の会計において全ての固定資産または固定資産グループに減損の兆候がないものとしていますが、その根拠となる基礎資</p>	<p>平成29年度から減損の兆候判定を行う。 なお、当法人の見解は、平成26年度決算の営業損失は、宮城県拓</p>

<p>【指摘】</p>	<p>料については作成されていないかった。 固定資産の減損会計は、固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額させ、一般に多額の損失計上がなされることが多く、経営への影響が大きい事項であるため、年度決算前の早い段階から、減損の兆候段階からこれが生じる可能性を漏らさず把握し、必要な減損損失の計上が適切になされるよう検討されるべきである。(P106)</p>	<p>桃医療療育センターの移転統合に伴う本館建物改修工事のため、工事期間中の2か月間について、産科の診療を制限したことによる医療収入の減収が主たる原因と考えており、これは一時的なものと認識していることから、平成27年度決算において、「固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」に該当しないものと考えている。また、当該減収については、平成26年度事業報告書に上記の主要因を記載しており、減損の兆候にないことは明確なため、あらためて根拠となる基礎資料までは作成しなかったものである。</p>
<p>48 G. 固定資産管理 12. 図書室の図書目録の作成 【指摘】</p>	<p>図書室利用者の利便性向上の観点からも図書目録は作成する必要がある。(P108)</p>	<p>図書室資料の目録は、図書室を適切に管理する上で必要不可欠なものであることから、平成29年度中に図書室管理のあり方を再検討するとともに、未製本図書の製本化を進めるなど、目録作成に向けた準備作業に着手する。</p>
<p>49 G. 固定資産管理 13. こども図書館の貸出図書 の返却管理 【指摘】</p>	<p>貸出し期限を超えて貸出されている図書の有無を定期的に把握し、貸出した相手に確認を行ったうえで返却を促すという規定を設け、それに沿った運用を行うべきである。(P108)</p>	<p>こどもが心豊かに病院生活を送ることができるようになることを目的に運営している「こども図書館」の管理業務は、本の読み聞かせなどとともにボランティアの活動業務として行ってきた背景があり、貸出期限を超えた図書について、貸出相手に返却を促す対応までは徹底できていない実態にあることから、図書館の管理に關して職員が担当する業務とボランティアに委ねる業務を整理するとともに、図書の貸出に関する関係規定の見直しを平成29年度中に行い、貸出図書の返却管理を適切に実施する。</p>
<p>50 G. 固定資産管理 14. 図書室およびこども図書館の貸出図書 の返却管理 の制定および 実施 【指摘】</p>	<p>図書室、こども図書館いずれについても棚卸しに関する定めはない。実地棚卸しに関する規程を設け、実地棚卸しを実施すべきである。(P108)</p>	<p>図書室で管理している図書の実地棚卸しについては、図書室管理のあり方について再検討する中で平成29年度中に実施規定等を整備する。また、こども図書館で管理している図書の実地棚卸しについては、現行の管理マニュアルに「図書は、定期的に紛失、損傷のチェックを行い、補充、修繕を行う。」と規定されていることから、平成29年7月に実施した。</p>
<p>51 H. 人事管理 1. 業績手当の支給に係る規程と実態の乖離 【指摘】</p>	<p>給与規程38条の業績手当の趣旨と乖離して運用されていることは不適當である。当該給与に対するルールを整備し、これを順守した運用を行うべきである。(P110)</p>	<p>給与規程第38条の業績手当で支給してきた手当については、医師を確保するために支給してきたところであるが、指摘を踏まえ、平成29年度においては、手当の趣旨と適りの運用とすることとし、医師確保に必要となる手当については平成29年度中に新設する。</p>
<p>52 H. 人事管理 2. 非常勤医師の出勤管理 の適切な管理 【指摘】</p>	<p>非常勤医師の出勤管理に係る一定のルールを整備し、これを厳格に運用し、実効的な確認がなされるような体制を構築すべきである。(P110)</p>	<p>非常勤医師については、多様な勤務形態があることから出勤簿による管理としていたが、指摘を踏まえ、平成29年度に出勤簿の管理に加えて、勤務時間等が確認できる仕組みを構築する。</p>
<p>53 H. 人事管理 3. 時間外勤務 命令簿の承認 漏れ 【指摘】</p>	<p>時間外作業の事前命令について所属長確認欄に押印がない事例が検出された。時間外勤務命令に係る運用ルールは順守され、厳格に実施すべきである。</p>	<p>平成28年度以降は、時間外勤務命令に係る運用ルールを遵守して実施している。 なお、これまで今回の指摘事例を除いては、適切に実施していたところである。</p>

<p>54 H. 人事管理 5. 賞与引当金計上額の集計範囲 【指摘】</p>	<p>(P110) 賞与引当金の計上額の集計に当たり、より合理的な見積り計算がなされるように、算定プロセスの見直しを図り、これに基づいた集計が行われるべきであり、また、十分な検証体制を構築することで適正な財務諸表開示がなされるべきである。 (P111)</p>	<p>平成29年度6月期の賞与見積金額を算出し、この金額を基に平成28年度に引当すべき金額を全て賞与引当金として計上するよう算定プロセスの見直しを図った。</p>
<p>55 I. 委託管理 1. 予定価格の作成の徹底 【指摘】</p>	<p>予定価格は作成されおらず、規程に違反するものである。契約に際しては、規程にしたがって、予定価格を作成しなればならない。 (P116)</p>	<p>平成28年度は、契約実施規程及び会計規程に基づき適切に予定価格を作成しており、今後もこれを徹底する。 なお、これまでも、本件の指摘事例を除いては、適切に予定価格を作成していた。</p>
<p>56 I. 委託管理 2. 委託業務の契約単位や契約年数の見直し 【意見】</p>	<p>委託金額を削減することを目的に、契約は複数年で締結することや、複数の業務を一括して契約の単位とする努力を行っているが、それらの施策が受託できる業者を限定してしまうという当初の目的とは逆の方向に作用してしまっている可能性があると感じている。 契約単位を現状よりも分割することも検討する余地があると思われる。 また、声掛けを行った業者に対してフォローアップを実施し、何が応札の弊害になっているのかを把握した上で、その弊害を解消する施策を講ずる必要があると考える。 (P119)</p>	<p>主要な業務の委託契約は、平成29年度末で契約期間が満了となることから、平成30年度からの契約更新に向けて委託契約のあり方を再検討し、マイナス効果が生じないように適切に執行する。また、平成29年度の諸契約において、応札しなかった業者に対するフォローアップを実施し、弊害が認められた場合にはそれを解消する対策を検討するなど、競争性の確保に向けた取り組みを行う。</p>
<p>57 I. 委託管理</p>	<p>総合評価落札方式による契約方</p>	<p>指摘事例以外に総合評価落札方</p>
<p>3. 総合評価落札方式を採用する場合の判断理由の文書化 【指摘】</p>	<p>法の設定理由は、価格以外の事項についても勘案し契約相手方を選定する必要があることであるが、それらの判断理由が文書化されていない。 判断理由を文書化することを規定して運用する必要がある。 (P120)</p>	<p>式を採用した事例はなく、価格競争で対応しているが、今後、総合評価落札方式を選択した際は、その理由について内部文書に記載させる。また、判断理由を文書化することの規定化については平成29年度中に取組む。</p>
<p>58 I. 委託管理 4. 仕様書の見直し漏れ 【指摘】</p>	<p>仕様書は委託業務の内容を定める書類であることから、実態に即し週次に関する報告は仕様書から除くべきである。 (P120)</p>	<p>平成29年度から、仕様書に定める「業務週報の提出」を削除することとし、平成29年3月30日付で「業務週報の提出」を削除した内容の変更契約を締結した。</p>
<p>59 I. 委託管理 5. 契約書・仕様書と別紙の綴じ方、および見積書の綴じ方 【指摘】</p>	<p>委託業務の具体的な内容を明確にするため、契約書・仕様書には別紙を綴じ込んで製本すべきである。 また、検体検査業務委託見積書は契約締結時の基となる重要な書類であり、適切に管理ができれば、委託業者には綴じて提出するよう求めるべきである。 (P121)</p>	<p>平成28年度からは、契約書及び仕様書に別紙を綴じ込んで製本し、適切に編綴している。 また、検体検査業務委託見積書は委託業者に綴じて提出するよう求めたい。</p>
<p>60 I. 委託管理 6. 積算価格算定の日付の記入漏れ 【指摘】</p>	<p>自ら適切に予定価格を積算したことを示すため、積算価格を算定した調書には作成の日付をいれなければならない。 (P122)</p>	<p>本件については、旧拓視医療療育センターにおける委託契約事務において発生したものであるが、これを教訓として、今後積算価格を作成する場合には、当該調書に作成日付を確実に記載させる。</p>
<p>61 I. 委託管理 7. 業務実施報告の提出 【指摘】</p>	<p>現状では電話交換業務が適切に実施されたか確認ができない。業務実績報告書の提出を求める必要がある。 (P122)</p>	<p>電話交換業務については、平成28年度から日報、月報を提出させて実施の確認を行うとともに、併せて、業務実績報告書により業務の履行状況を確認することとした。</p>
<p>62 I. 委託管理 8. 不明瞭な随</p>	<p>リネン関係総合業務および職員用ユニフォームの貸借の業者選</p>	<p>随意契約の主な理由については、宮城県拓視医療療育センター</p>

<p>【指摘】</p>	<p>定の理由として、それぞれもう一方の契約の相手先であることを挙げていることも随意契約を締結する理由としては薄弱である。原則どおり、一般競争入札とすべきである。また、業務の類似性も認められることから、個別に契約するのではなく、職員用ユニフォームの賃貸借もリネン関係総合業務に含めた上で契約単位とすることも検討すべきである。(P123)</p>	<p>の移転統合時の混乱を避け、業務に支障が生じないよう現行相手方を選定する必要があったこと及び両業務の契約相手方を別にした場合の洗濯物の管理上の責任の所在が明確でなくなることであった。また、当時使用していたユニフォームのメーカーの取扱先が県内では当該業者のみであったこともあり、契約先として選定したものである。なお、平成28年度は契約単位を見直し、一般競争入札を実施している。</p>	<p>【指摘】</p> <p>運用する必要性がある。(P129)</p>
<p>63 I. 委託管理 9. 業務日誌の記載内容の見直し 【指摘】</p>	<p>日誌における食事の区分を業務委託料支払協定書と整合させるとともに、食数も実態に即した記載を行うべきである。(P125)</p>	<p>平成28年度から、患者等食事提供業務の日誌については、委託支払協定書に規定する「一般食、産科食、検食・職員食、拓桃館」に区分して食数を記載させ、業務委託料支払協定書と整合させている。</p>	
<p>64 I. 委託管理 10. 売店および食堂の委託先選定 【意見】</p>	<p>一般競争入札を実施せずに無償にて建物の貸付けを行うのは望ましい状況ではない。原則どおり、一般競争入札の実施を検討することが望ましい。(P126)</p>	<p>売店および食堂に係る建物使用料については、減免措置していたが平成29年度から有償としている。なお、一般競争入札の実施については引き続き検討する。</p>	
<p>65 J. IT管理 1. ユーザIDの削除 【指摘】</p>	<p>不必要となったユーザIDによる不正アクセス等を防止する観点から、ユーザIDの削除を行い実際の人員とユーザIDの確認を行う等の適切な管理を行うべきである。(P129)</p>	<p>電子カルテ上に登録されているユーザIDと、総務課で把握している在籍職員データを突き合わせ、不必要になったユーザIDの洗い出しなどの削除を定期的の実施する。</p>	
<p>66 J. IT管理 2. 非常勤医師のユーザIDの管理</p>	<p>非常勤医師のユーザIDについて、業務の効率性と不正アクセスの危険性のバランスを考慮した運用ルールを策定し、これを厳密に</p>	<p>非常勤医師のユーザIDは、人事管理部門の総務課と連携し、登録時に終了日付を入力して厳密に管理する。</p>	